

1.スケジュールについて

No.	質問	回答
1-1	補助金の申請前に必要な手続きはありますか？	事前に当会社までご相談ください。ご相談後、申請書等の各種様式についてご案内します。
1-2	補助金の交付決定通知書はいつ頃届きますか？	申請受付終了後、審査を行い、7月上旬をめどに交付決定通知書を送付する予定です。
1-3	補助金の申請期間はいつですか？	令和8年5月12日(火)～6月24日(水)となります。 なお、受付期間最終日(令和8年6月24日)の17時必着となりますので、ご注意ください。
1-4	補助金はいつ頃支払われますか？	募集案内の8ページ「7 補助金の交付までの流れ」をご覧ください。 なお、補助金の交付には、実績報告後、補助金の支払いまで期間を要しますので、資金繰りは余裕を持って計画してください。

2.審査・交付決定について

No.	質問	回答
2-1	どのような点が審査されるのですか？	募集案内の9ページから10ページの「8 審査」の「(1) 着眼点」をご覧ください。
2-2	不交付の場合も通知は来ますか？	審査の結果は、申請者全員に対し、文書で通知を行います。
2-3	不交付となった場合、その理由は教えてもらえますか？	不交付の理由等、審査の結果に関するお問い合わせには、一切応じかねます。

3.申請手続きの概要について

No.	質問	回答
3-1	提出書類は、持参も可能でしょうか？	提出書類については、原則、電子メールによる提出をお願いしております。 やむを得ない理由がある場合には、当会社までお問い合わせください。
3-2	事業計画書の書き方がわからない場合、書き方を教えてもらうことはできますか？	窓口相談(無料/要予約)をご利用いただくことで、事業計画書の作成を支援します。 以下のURLよりご予約いただけます。 https://ws.formzu.net/fgen/S27720287/
3-3	見積書の提出の際、相見積もりは必要ですか？	不要です。 ただし、交付決定後、発注の際には、金額によって相見積もりが必要な場合がありますので、ご注意ください。
3-4	インターネットで注文する際に、見積書がなかった場合はどうすればよいですか？	注文画面をプリントアウトするなどして、購入する商品の金額がわかるものを提出してください。
3-5	申請書類の再提出は可能ですか？	申請書類の受付期間内であれば、再提出は可能です。

4.申請書類への記載について

No.	質問	回答
4-1	「業種」が何に該当するのかわかりません。	「業種」は、日本標準産業分類の中分類より該当する業種をお選びください。以下のウェブサイトにてキーワード検索が可能です。 https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10

4-2	申請書類を作成する際に、所定の様式の入力スペースに書ききれません。資料を添付することは可能でしょうか？	スペースや行が不足する場合は、スペースを上げたり行を追加することはできますが、不要な行を削除するなどの様式の変更はしないでください。ただし、「事業計画書(様式第4号)」については、10ページ以内で作成してください。
-----	---	---

5.補助事業について

No.	質問	回答
5-1	この補助金における「高度人材」とはどのような方を指しますか？	本補助金における「高度人材」とは、在留資格「技術・人文知識・国際業務の在留資格を有する方」や「高度人材ポイント制を利用した高度専門職」などの方を指します。
5-2	事業を市外で実施する場合、対象になりますか？	市内中小企業者に向けてサービスを展開するものであれば、市外で実施する事業も対象となります。例えば、市外の留学生向けに市内中小企業者とのマッチングを図るための事業を市外で実施しても、対象となる場合があります。
5-3	当社では、すでに高度人材の採用等をサポートするための事業を行っていますが、この補助金の対象となりますか？	すでに自社で実施しているサービスと同一の事業については対象とはなりません。新たに取り組む事業が本補助金の対象となりますが、判断に迷われる場合はご相談ください。

6.補助事業期間について

No.	質問	回答
6-1	補助事業の着手はいつからとすればよいですか？	補助事業の着手は、原則、補助金の交付決定を受けてからとなります。ただし、事前着手届を提出した場合は、交付決定日前の着手が可能となりますが、着手年月日は、令和8年5月12日以降のものしか認められません。
6-2	補助事業期間は、いつからいつまでを指しますか？	交付決定日(7月上旬予定)から令和9年2月28日までとなります(事前着手届を提出した場合は、着手年月日以降の期間を含みます)。

7.補助対象経費について

No.	質問	回答
7-1	サブスクリプションやクラウドサービスの利用料は対象になりますか？	対象となります。ただし、交付決定後に契約をし、契約始期日から令和9年2月28日までを対象期間とし、対象期間内に支払いが完了したものが対象となります(事前着手届を提出した場合は、着手年月日以降の契約を含みます)。
7-2	すでに購入したものでも補助対象経費になりますか？	対象となりません。交付決定日以降に契約したものに限りです。ただし、事前着手届を提出した場合は、着手年月日以降に契約したものであれば対象となります。なお、着手年月日は、令和8年5月12日以降のものしか認められませんので、ご注意ください。
7-3	人件費は、交付決定日以降に雇用した従業員のものしか認められないのでしょうか？	交付決定日より前から雇用している従業員の人件費も対象となります。なお、補助事業に従事した時間のみが補助対象となります。そのため、業務日誌を作成するなど、補助事業に従事した時間と補助事業以外に従事した時間を明確に示していただく必要があります。
7-4	補助対象経費の支払いにクレジットカードは使えますか？	利用可能です。ただし、法人名義のクレジットカードに限りです。また、クレジットカードで支払う場合は、補助事業実施期間内(令和9年2月28日まで)に金額の「引き落とし」まで完了していただく必要がありますので、ご注意ください。

7-5	事前着手届を提出した場合は、着手年月日以降に契約した経費が必ず補助対象経費として認められますか？	補助対象経費として必ずしも認められるわけではありませんので、ご注意ください。 「使用目的が補助事業の遂行に必要と認められる経費」など、補助対象経費としての要件をすべて満たす場合に初めて補助対象経費として認められます。 また、着手年月日は、公募開始日である令和8年5月12日以降のものしか認められませんので、ご注意ください。
-----	--	---

8.補助対象者について

No.	質問	回答
8-1	個人は対象となりますか？	個人は対象となりません。本補助金は、法人のみが対象となります。
8-2	どのような法人が対象となりますか？	中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する中小企業者で、本店として登記されている住所地が市内であり、市内に事業所があれば対象となります。
8-3	一般社団法人や一般財団法人は対象となりますか？	本補助金は、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する中小企業者を対象としています。そのため、一般社団法人や一般財団法人は対象外となります。 他にも、企業組合、協同組合、特定非営利活動法人、事業協同組合、商工組合、有限責任事業組合(LLP)、学校法人、宗教法人、社会福祉法人、特定目的会社、農事組合法人及び任意のグループは対象外となります。
8-4	法人で、現在の本店所在地は市外ですが、市内に移せば申請できますか？	申請時点で、本店として登記されている住所地が市内であれば、申請可能です。

9.補助率・補助額について

No.	質問	回答
9-1	交付決定の金額より、実際にかかった金額が多かった場合、補助金額は増額されますか？	交付決定の金額から増額されることはありません。ただし、減額の場合は変更した金額に減額されます。

10.補助要件について

No.	質問	回答
10-1	同一事業で同一期間内にこの補助金と国等の補助金の両方を利用してもよいのでしょうか？	本補助金は、同一事業で他の補助制度を利用しても差し支えありませんが、補助対象経費は重複しないようにしていただく必要があります。 なお、国等の補助制度には、他の補助金との併用を認めていないものもありますので、国等の補助制度をご確認の上、ご利用ください。

11.補助金について

No.	質問	回答
11-1	この補助金は先着順でしょうか？	先着順ではありません。 申請受付期間内に申請のあった事業計画の内容を審査し、補助事業者を決定します。
11-2	申請すれば、必ず補助金が交付されますか？	事業計画の内容を審査し、補助事業者を決定します。そのため、申請していただいても、不交付になる場合もあります。
11-3	補助金の募集案内等は配布していますか？	募集案内については、名古屋産業振興公社公式ウェブサイトの以下のページからダウンロードしてください。 なお、申請書等の各種様式については、事前のご相談をしていただいた後、ご案内します。 <公式ウェブサイト> https://www.nipc.or.jp/new-biz/gaikoku/index.html

11-4	補助金の申請から交付までの流れを教えてください。	<p>①補助金の交付を希望される方は、事前に当会社までご相談ください。ご相談後、申請書等の各種様式をご案内します。</p> <p>②所定の様式を作成し、交付の申請をしていただきます。</p> <p>③事業計画の内容について審査し、補助金の交付対象とする事業については、交付の決定(交付決定通知)をします。</p> <p>④交付決定通知を受けた方は、令和9年2月28日までに補助事業に必要な経費の支払いを済ませて事業を完了していただきます。</p> <p>⑤事業完了後、実績報告書を提出していただきます。</p> <p>⑥実績報告書の確認後、交付額を決定し、補助金の請求をしていただいてから補助金を交付します。</p> <p>※実績報告書の提出から補助金の交付まで期間を要しますので、資金繰りは余裕を持って計画してください。</p>
------	--------------------------	---